

学会認定・臨床輸血看護師制度協議会 学会認定・臨床輸血看護師制度規約

(平成 22 年 5 月 1 日施行)

(平成 24 年 4 月 1 日改訂)

(平成 26 年 5 月 1 日改訂)

(平成 28 年 4 月 1 日改訂)

I. 学会認定・臨床輸血看護師制度導入の趣旨

輸血は移植の一種と考えられているように、種々の副作用・合併症を伴い易く、輸血治療を行うには深い知識と的確な判断力が要求される。特に患者に最も近いところで臨床輸血に関与する看護師には、輸血に関する正しい知識と的確な看護能力が求められ、医師、臨床検査技師、そして看護師が一体となることで輸血の安全性は飛躍的に向上することが期待される。日本輸血・細胞治療学会は、臨床輸血に精通し安全な輸血に寄与することのできる看護師の育成を目的として、日本血液学会、日本外科学会、日本産科婦人科学会、日本麻酔科学会の協力、及び日本看護協会の推薦を得て、学会認定・臨床輸血看護師制度協議会（以下協議会）を発足させ、協議会はこの制度を導入する。

II. 学会認定・臨床輸血看護師制度規則

(目的)

第 1 条 この制度は輸血に関する正しい知識と的確な輸血看護により、輸血の安全性の向上に寄与することのできる看護師の育成を目的とする。

(学会認定・臨床輸血看護師制度協議会、審議会)

第 2 条 協議会は学会認定・臨床輸血看護師制度に関する必要事項を審議する。学会認定・臨床輸血看護師の認定作業を円滑公平に実施

するため、協議会の下に学会認定・臨床輸血看護師制度審議会（以下審議会と略す）を設置する。

第 3 条 協議会は第 1 条の目的を達成するために、学会認定・臨床輸血看護師を認定する。

第 4 条 協議会および審議会の組織、運営については別に定める。

(学会認定・臨床輸血看護師制度基本カリキュラム)

第 5 条 審議会は学会認定・臨床輸血看護師育成のために、学会認定・臨床輸血看護師制度基本カリキュラム（以下基本カリキュラムと略す）を定める。

(学会認定・臨床輸血看護師制度指定研修施設)

第 6 条 学会認定・臨床輸血看護師教育のために適当と認めた施設（病院）を、学会認定・臨床輸血看護師制度指定研修施設（以下研修施設と略す）として認定する。研修施設には学会認定・臨床輸血看護師が勤務していることが望ましい。

第 7 条 前条の研修施設の指定条件は、学会認定・臨床輸血看護師制度施行細則に定める。

第 8 条 協議会は認定した施設に対して、「学会認定・臨床輸血看護師制度指定研修施設認定証」を交付する。認定証の有効期間は 5 年とする。

第 9 条 研修施設は 5 年ごとに更新の手続きをしなければならない。

第 10 条 研修施設は次の場合に認定が解除される。

1) 第 7 条に該当しなくなったとき

2) 研修施設の認定を辞退したとき

(学会認定・臨床輸血看護師申請の資格と手続き)

第 11 条 学会認定・臨床輸血看護師の申請にあたって次の 4 項のすべてを備えていなければならない。

1) 看護師とする。ただし、准看護師は不可とする。

2) 輸血治療を行っている施設の看護師を対象とする。

3) 申請時には通算 3 年以上の臨床経験を有する。

4) 所属長、輸血責任医師の推薦が得られている。

第 12 条 学会認定・臨床輸血看護師の申請には、必要書類を協議会事務局に送付し、所定の申請料、試験料、研修料を納付しなければならない。

第 13 条 審議会は年 1 回申請書類により申請者の資格審査を行い、必要な条件を満たす者に対してカリキュラム委員会が指定する講習会を行う。

第 14 条 審議会は研修終了者に対して試験を行う。審議会は試験結果について学会認定・臨床輸血看護師としての適否を審査し、結果を協議会に報告する。協議会は適格者に対し、日本輸血・細胞治療学会指定の研修施設（病院）での研修を義務づける。

第 15 条 学会認定・臨床輸血看護師資格は登録後発効する。

2. 「学会認定・臨床輸血看護師登録原簿」への登録は、試験に合格し、1 日の施設研修を受け、学会認定・臨床輸血看護師登録料を納付した者に対し、審議会、協議会がこれを適格者と評した場合に行う。

3. 登録者には登録時に「学会認定・臨床輸血看護師認定証」を交付し、その旨を日本輸血・細胞治療学会誌に発表する。なお、登録時には日本輸血・細胞治療学会の会員でなければならない。

4. 認定証の有効期間は 5 年とする

(学会認定・臨床輸血看護師の登録更新)

第 16 条 この制度は更新制とする。したがって認定の更新を引き続き希望する者は 5 年ごとに学会認定・臨床輸血看護師登録の更新申請をしなければならない。

第 17 条 更新を申請するものは 5 年間に更新申請の資格審査基準を満たさねばならない。

第 18 条 更新には必要書類を提出し、登録更新料を納付しなければならない。

第 19 条 事情で登録更新の延長、または登録更新の猶予を希望する者は、必要書類を添えて申請をする。

(認定の取り消し)

第 20 条 学会認定・臨床輸血看護師は次の各項の事由によりその資格を取り消される。

1) 看護師の資格を喪失したとき。

2) 学会認定・臨床輸血看護師登録の更新をしなかったとき。

3) 学会認定・臨床輸血看護師登録の更新の条件を満たされないとき。

4) 日本輸血・細胞治療学会を退会したとき。

5) 学会認定・臨床輸血看護師としてふさわしくない行為があったとき。

第 21 条 前条第 4 項の判定は、審議会が審議に基づき、これを行う。

(付則)

第 22 条 この規則は平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

第 23 条 この規則の改廃は協議会の議決を経なければならない。

第 24 条 この規則を施行するため、別に施行細則を定める。

Ⅲ. 学会認定・臨床輸血看護師制度施行細則

第1条 学会認定・臨床輸血看護師制度規則（以下規則と略す）の施行にあたり、規則に定める以外の事項については、学会認定・臨床輸血看護師制度施行細則（以下細則と略す）および同審議会内規の規定に従うものとする。（学会認定・臨床輸血看護師制度指定研修施設の基準）

第2条 研修施設は、臨床輸血に関する教育指導体制がとられて、適正な輸血医療の全般を取得でき、研修に関する要員、設備、機器、図書が十分でなければならない。

2. 研修施設は、次の条件を必要とする。但し「ニ」は望ましい条件とする。

1) 病院

- イ. 常勤の輸血認定医がいること。
- ロ. 輸血療法委員会またはそれに相当する組織があること。
- ハ. 輸血部（室）があり、輸血検査および製剤保管管理を一括して行っていること。

ニ. 学会認定・臨床輸血看護師が勤務していること。

2) 外国における施設

審議会が適当と認めた施設

（研修施設の認定および認定更新）

第3条 研修施設の認定および認定更新については、審議会の審議に基づいて当該施設に委嘱し、施設の同意が得られたのち認定証を交付する。

（学会認定・臨床輸血看護師申請の資格審査基準）

第4条 規則第11条に定める学会認定・臨床輸血看護師申請の資格審査基準による。なお、必須要件ではないが、輸血に関する学術論文、学会発表等の業績、及び輸血に関連した各種

学会、講演会および研修会での活動歴を有することが望ましい。

（学会認定・臨床輸血看護師申請の手続き）

第5条 学会認定・臨床輸血看護師の申請には次の各項の書類を協議会事務局に所定の期日までに提出しなければならない。

- 1) 学会認定・臨床輸血看護師受験申請書
- 2) 看護師免許証のコピー
- 3) 所属長（看護部長またはそれに代わる者）、輸血責任医師の推薦書
- 4) 学会認定・臨床輸血看護師業績目録

第6条 学会認定・臨床輸血看護師の申請には、申請料、試験料、研修料を納入しなければならない。但し資格審査で不合格となった場合は試験料、研修料は返却される。しかし資格審査合格者が試験などを辞退しても返却されない。

第7条 資格審査合格者はカリキュラム委員会が開催する講習会を受講しなければならない。研修の日時、場所などは申請書類受領後に各申請者に通知する。

（学会認定・臨床輸血看護師の試験）

第8条 学会認定・臨床輸血看護師の試験は筆記試験とする。試験不合格の場合、申請書類は3年間有効とする。但し、再受験の場合はカリキュラム委員会が開催する講習会の受講は必須とする。

（学会認定・臨床輸血看護師の登録更新）

第9条 5年ごとの登録更新は有効期間の最終の年に行うこととする。

第10条 5年間に取得すべき更新申請資格審査基準単位は、次の表により加算して30単位以上あるものとする。うち少なくとも10単位は日本輸血・細胞治療学会関連でなければならない。

2. 更新時には、日本輸血・細胞治療学会の会員であることを必要とする。

第11条 更新を申請する者は登録更新料を納

入しなければならない。
 第12条 登録更新には、登録更新申請書、更新用業績目録、更新申請資格審査基準単位を証明する書類等を提出しなければならない。

第13条 申請により認定登録更新の期間が延長できる者は次の通りとし、証明書類を添えて延長の申請をする。延長の申請は1年毎に行い、延長可能期間は原則として2年までとする。延長期間中は学会認定・臨床輸血看護師の称号は使用できず、またその期間は時期期間に含まれることとする。

- 1) 長期療養
- 2) 海外出張または在留
- 3) 育児休暇、介護休暇
- 4) 長期離職
- 5) その他の事由は審議会で検討する。

なお、延長の理由がなく更新条件を満たさない者がその理由を記した更新猶予申請書を提出した場合、審査により更新の猶予期間を与えることが出来る。更新猶予期間は1年を限度とし、期間中は学会認定・臨床輸血看護師の称号は使用できず、またその期間は時期期間に含まれることとする。

学会認定・臨床輸血看護師の業績に関する基準単位

学会参加		
日本輸血・細胞治療学会総会		10
同上	秋季シンポジウム	10
同上	支部会例会	5
日本血液事業学会総会		8
日本自己血輸血学会総会		8
赤十字血液シンポジウム		5
その他の学会*		5
研究発表**		
原著論文（筆頭）		10
同上	（共同）	5
その他の著書（筆頭）		5
同上	（共同）	3

学会発表（筆頭）	10
同上（共同）	3
学会主催または共催の教育活動等*	5
講習会、研修会等参加**	5

*6 団体（日本輸血・細胞治療学会、日本血液学会、日本外科学会、日本産科婦人科学会、日本麻酔科学会、日本看護協会）が主催または共催した輸血医学に関連のあるものに限る。その他は審議会において審査する。

**輸血医学に関連のある研究発表、及び講習会や研修会への参加で、審議会において審査する。

（付則）

第14条 この細則は平成24年4月1日より施行する。

第15条 この細則の改廃は協議会の議決を経なければならない。

第16条 「学会認定・輸血看護師制度」を「学会認定・臨床輸血看護師制度」と名称を変更し、平成24年4月1日より施行する。

第17条 受験申請者数が受け入れ許容人数を超えた場合は、人数を制限して受け付ける。但し、翌年は不受理となった申請者の受付を優先する。この措置は平成26年度、第5回の試験より施行する。

第18条 日本輸血・細胞治療学会の退会と同時に資格が取り消されるが、復会が理事長に承認されれば、資格は継続する。

IV. 学会認定・臨床輸血看護師制度協議会および審議会内規

（趣旨）

第1条 この内規は、学会認定・臨床輸血看護師制度規則第4条の規定に基づき、協議会および審議会の組織および運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 協議会は学会認定・臨床輸血看護師制度に関する必要事項を協議することを目的とする。審議会は学会認定・臨床輸血看護師の認定作業を円滑に実施するために設置する。

(組織)

第3条 規則第4条の協議会および審議会の組織は次のとおりとする。

- 1) 協議会は会長、副会長、および委員若干名をもって組織する。会長は日本輸血・細胞治療学会の理事長が委嘱し、委員は協議会の会長が委嘱する。
- 2) 審議会は会長、副会長および委員若干名をもって組織する。審議会の会長は協議会の会長が委嘱し、委員は審議会の会長が委嘱する。

第4条 協議会および審議会の会長および委員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、欠員が生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 協議会および審議会の会長は会務を総括し、協議会あるいは審議会を代表する。会長に事故あるときは副会長がその職務を代行する。

(委員会)

第6条 審議会は専門事項を調査協議するために、次の委員会を置く。各委員会の委員長は審議会の委員の中から審議会の会長が委嘱する。

- 1) カリキュラム委員会
- 2) 施設認定委員会
- 3) 資格審査委員会
- 4) 試験委員会

第7条 委員会の委員は委員長が指名し、審議会の会長が委嘱する。

任期は第4条の規定に準ずる。

(議事運営)

第8条 協議会および審議会の議事運営は次の

各項により行う。

- 1) 会長が召集し、その議長となる。
 - 2) 協議会および審議会は年1回以上開かなければならない。
 - 3) 協議会および審議会は委員の3分の2以上(委任状を含む)の出席をもって成立する。
 - 4) 協議会および審議会の議事は出席者の過半数の同意により議決される
- 前4項の規定は委員会の議事運営においても準用される。

第9条 協議会および審議会の会長または委員長は議事録を作成し、これを保管しなければならない。議事録は原則として公開しない。

第10条 協議会ならびに審議会および各種委員会の委員は、正当な理由がなく、業務上知り得た秘密を洩らしてはならない。

(報告および答申)

第11条 審議会会長は審議会の審議結果を協議会に報告しなければならない。各委員長は、委員会の審議結果を審議会会長に答申する。

(事務局)

第12条 審議会の事務は協議会事務局が行う。協議会事務局は、東京都文京区本郷 2-14-14 ユニテビル5階、日本輸血・細胞治療学会事務局内におく。

(改廃)

第13条 この内規の改廃には、協議会委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(雑則)

第14条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は協議会が定める。

(付則)

この内規は平成24年4月1日から施行する。

V. 学会認定・臨床看護師制度審議会申し合わせ事項

第1条 学会認定・臨床輸血看護師の認定申請

者は試験前にカリキュラム委員会の開催する講習会に参加しなければならない。

また試験合格者は研修施設（病院）で1日の研修を受けなければならない。

（学会認定・臨床輸血看護師取り消し後の復活）

第2条 やむをえない事情により、登録更新の機を失したため取り消された学会認定・臨床輸血看護師資格は審査の上、復活を認めることがある。

（特例措置としての認定）

第3条 学会認定・臨床輸血看護師の認定審査にあたり外国での研修歴を有する場合に特例とすることが妥当と考えられるときは、審議会で審議し、審議会長が裁定する。

（疑義の取り扱い）

第4条 規則等の施行について疑義が生じたときは、審議会の議決によって決定し、規則等の改正が行われるまで、申し合わせ事項とする。

（認定証交付日付）

第5条 認定証交付時期は、指定施設研修終了年の4月1日からとする。

VI. 学会認定・臨床輸血看護師制度研修施設

本協議会は規則第6条にいう学会認定・臨床輸血看護師教育のために適当と認めた施設を研修施設として認定する。研修施設は本協議会が認定した医療機関で、資格取得希望受験者の義務である施設研修教育を担うものとする。

研修施設の選定事務は、施設選定委員会が行う。

研修施設については別に告示する。